

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正WG(第2回) 配席図

令和元年8月1日(木)
13:00~15:00
於:法曹会館 高砂の間

速記

事務局	官庁當緒部計画課長 秋月聰二郎		委員 員 隨 行 者 席	○ 石川委員
	地方課長 地奥原崇			○ 泉委員
	審議官 技術審議官 東川直正			○ 大木委員
	建設流通政策審議官 林俊行			○ 高原委員
	土地・建設産業局長 青木由行			○ 土志田委員
	大臣官房審議官 美濃芳郎			○ 大森座長
	建設業課長 建橋謙司			○ 仲田委員
	建設業適正取引推進指導室長 高芝利顕			○ 新田見委員
	建設業政策企画官 平林剛 (司会)			○ 山崎委員
				○ 吉見委員
				○ 笹井オブザーバー

受付

出入口

事務局 委員随行者席

傍聴席

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正 ワーキンググループ 委員名簿

座長：◎

委 員

いしかわ	ひろやす	石川 博康	東京大学社会科学研究所教授
いずみ	としみち	泉 俊道	一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会法務部会長
おおき	いさお	大木 勇雄	一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会长
◎ おおもり	ふみひこ	大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部教授
たかはら	おさむ	高原 功	独立行政法人都市再生機構技術・コスト管理部長
としだ	りょうじ	土志田 領司	一般社団法人全国中小建設業協会会長
なかた	ゆういち	仲田 裕一	一般社団法人不動産協会企画委員長
にったみ	しんいち	新田見 慎一	東京都財務局契約調整担当部長
やまさき	あつお	山崎 篤男	一般社団法人全国建設業協会専務理事
よしみ	ひでお	吉見 秀夫	東日本高速道路株式会社総務・経理本部経理財務部長
オブザーバー			
ささい	ともあき	笹井 朋昭	法務省民事局参事官

(五十音順、敬称略)

中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ 運営要領

(座長)

第1条 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に座長を置く。座長は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。

2 座長は、議事を運営する。

(招集)

第2条 ワーキンググループは、座長が、これを招集する。

2 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。

3 座長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長に報告するものとする。

(議事)

第3条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、座長が決する。

(議事の公開)

第4条 ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、座長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるとときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

(雑則)

第5条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項があれば、座長が隨時定める。

附 則

この運営要領は、平成31年4月16日から施行する。